## 令和3年度第1回相模原市スポーツ少年団総会 次第

日時 令和3年5月12日(火) 午後7時開会 会場 相模原教育会館 3階 大会議室

- 1 開会
- 2 本部長あいさつ
- 3 定足数について

#### 4 議事

議事番号	件 名	
議案第1号	令和3・4年度相模原市スポーツ少年団本部役員の承認について	
議案第2号	令和2年度事業報告及び収支決算について	
報告第1号	令和2年度監査報告について	

#### 5 その他

- ・令和3年度日本・県スポーツ少年団登録について
- ・指導者資格取得助成について
- •スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について
- 6 閉会

## 令和3・4年度相模原市スポーツ少年団本部役員の承認について

相模原市スポーツ少年団本部運営規程第8条の規定に基づき、相模原市スポーツ少年団本部長及び副本部長の承認について、本件を総会の議に付する。

令和3年 5月12日 提出

相模原市スポーツ少年団本部長 近藤 和彦

# 令和3・4年度相模原市スポーツ少年団 本部長・副本部長の選出について

役職	氏名	経歴
本部長	こんどう かずひこ 近藤 和彦	【本 部 長】令和元年度~現在
副本部長	がか よしお 横川 芳雄	【副本部長】令和元年度~現在
副本部長	大澤 恵子	【副本部長】平成30年度~現在

# 令和3・4年度相模原市スポーツ少年団 常任委員名簿

NO	区分	氏名	備考	就任	任期
1	スポーツ協会 理事	樋川 芳雄	現副本部長・ 市スポーツ協会副会長	令和3年4月1日	令和5年3月31日
2	剣道	大粒来 誠	大沢剣道会	JJ	JJ
3	剣道	石田 伸司	東林剣道会	"	"
4	空手道	横戸 重範	和道流相模原	11	"
5	空手道	大澤恵子	現副本部長・ 日本空手道翔成會	II.	II.
6	体操	高田 恵子	市体操協会	IJ	IJ.
7	サッカー	布川 宏	相模野 FC	JJ	IJ.
8	サッカー	平林 滋	東 FC	JJ	JJ
9	サッカー	高橋 広文	大沢 FC	JJ	n.
10	野球	安達 則昭	市少年野球協会	"	"
11	野球	金宮 溶原	市少年野球協会	"	"
12	野球	佐藤 栄司	市少年野球協会	"	"
13	少林寺拳法	近藤 和彦	現本部長· 市少林寺拳法協会	II.	II.
14	スキー	二岁宫岳	相模原スキー	IJ	II.
15)	柔道	大貫 竜志	上溝柔道教室	IJ	IJ.
16	ソフトボール	松本 三津夫	市ソフトボール協会	JJ	JJ
17	水泳	古座野 園美	清新 88 水泳	II.	n.
18	バレーボール	五十嵐 光男	北相チェリッシュ	"	n.
19	バレーボール	やまうち なまるこ子	田名女子 バレーボールクラブ	II.	II.
20	ドッジボール	齋藤 好昭	市ドッジボール協会	JJ	JJ
21	ドッジボール	いわさき たっや 岩﨑 達也	市ドッジボール協会	II.	II.
22	バドミントン	れたはら きょゅき 石原 清行	串川育成会バドミントン	"	"
23	バスケットボール	滑川 千恵子	若松クラブ	"	"
24	フロアボール	たくら ひろあき 田倉 弘明	津久井 MAX	,,,	"

※番号に○は新任

## 令和2年度事業報告及び収支決算について

相模原市スポーツ少年団本部運営規程第11条の規定に基づき令和2年度事業報告及び収支 決算について、本件を総会の議に付する。

令和3年 5月12日 提出

相模原市スポーツ少年団本部長 近藤 和彦

## 令和2年度監査報告について

相模原市スポーツ少年団本部運営規程第11条の規定に基づき、令和2年度監査報告について、本件を総会に報告する。

令和3年 5月12日 提出

相模原市スポーツ少年団本部長 近藤 和彦

#### 監查報告書

令和3年5月6日

公益財団法人相模原市スポーツ協会会 長 三 塚 康雄 殿

監事衛水譜二

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度 の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次の とおり報告いたします。

#### 1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に 係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその付属明細書 並びに財産目録について検討いたしました。

## 2 監査意見

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示している ものと認めます。
  - ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 計算書類及びその付属明細書並びに財産目録の監査結果 計算書類及びその付属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益 の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。